

不利益処分に係る処分基準(法令)

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
水質汚濁防止法第8条第1項	特定施設の構造等の計画変更命令 又は設置計画の廃止命令	環境企画課

1 処分基準は、次のとおりとする。

第5条第1項若しくは第2項の規定による届出又は第7条の規定による届出があった場合において、排出水の汚染状態が当該特定事業場の排水口において、排出水に係る排水基準に適合しないと認めるとき、又は特定地下浸透水が有害物質を含むものとしての要件に該当すると認めるとき。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。